

陳情番号	件名
第4号	八幡橋架け替え工事に伴う土地取得を求めることについて
受理年月日	
2.7.15	

陳情の趣旨

八幡橋を架け替えるということで、

平成29年10月10日用地を取得したいという書面、工事用平面図、断面図、側面図、等受け取り自宅にて説明を受けました。この取得の話の前の9月に工事を始めていました。

工事用図面を詳細に検討したところ 私所有地(佐野川1401-1,1401-2,1402) 6868㎡の土地に立ち入る事が出来ない事がわかり、付帯工事にて所有地に立ち入る道路を付けるよう確かな約束をし平成30年1月9日本庁にて市長宛て書面を提出しましたが6868㎡が私所有地と知りながら道路内民地などと市から受けとつた回答書面に記してありました。新八幡橋が平成30年9月に完成、平成31年1月24日、現地で立会いましたが所有地に立ち入る私道は壊されてしまい道路付けがなく現在も袋地状態であります。測量や図面を作成するとき、上記の土地が袋地状態になるのを工事にかかる関係者は気が付かなかつたのでしょうか。

このような状況のため市議会におかれては市に対して私所有地佐野川の土地 6868㎡の当該土地を取得するよう求めることを陳情いたします。

陳情番号	件名
第 5 号	政府に消費税減税を求めることについて
受理年月日	
2. 7. 29	

陳情の趣旨

【陳情の趣旨】

消費税率の引き下げを求める意見書を国に提出して頂きますよう陳情いたします。

【陳情の理由】

(1) 国民は新型コロナウイルス問題及び政府、自治体による自粛要請に対応し、特に中小企業経営者及び被雇用者は経済的負担に耐え抜く努力を行ってきました。緊急事態宣言解除の後、自粛要請は段階的に解除されましたが第二波、第三波の懸念もありこれまでの日常に戻ることはできておらず、国民所得低下や雇用不安定化などは避けがたい状態となっています。

(2) 2019 年^{10月}末に 8%から 10%に引き上げられた消費税引き上げ等の影響もあり、同年 10 月から 12 月までの四半期実質 GDP マイナス 7.1%(年率)という大幅な減退となっています。(1)の新たな、未曾有の経済危機の状況にも鑑み、特に低所得者や事業規模の小さな中小企業への支援のためにも、逆進性の高いといわれる消費税の減税を行うことが必要です。

(3) 社会保障の原資は、着実な経済成長を促進させることにより、国民所得を引き上げ、雇用を創出し、生活環境を改善することにより得られる果実です。その結果として感染症対策を支える公衆衛生が改善し、子供・高齢者・障害者等の福祉の財源も充実します。

(4) 消費税減税は地方財源に影響を与えることも想定されますので、同減税に伴って国が地方公共団体に対する財政措置を行うことも重要です。

(5) 上記の趣旨を踏まえまして、消費税率の引き下げを国に求める意見書の提出を陳情いたします。ご採択のほどよろしくお願いいたします。

陳情番号	件名
第 6 号	国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上、並びにゆきとどいた教育の実現について
受理年月日	
2.8.11	

陳情の趣旨

1. 陳情趣旨

- (1) 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。さらに、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- (2) ゆきとどいた教育を実現するために、教職員の長時間労働是正にむけた、学級編制標準の改善や教職員の定数拡充、少人数学級の実施・進行、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

2. 陳情理由

今、義務教育に求められているのは、子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育が行われることであり、このことは保護者・地域住民・教職員共通の願いです。そのためには国における教育予算等の条件整備が不可欠です。しかし、2006年から国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、義務教育費国庫負担制度を存続・拡充するとともに、義務教育教科書無償制度を堅持する必要があります。

また、昨今の学校現場では、感染予防に留意しつつ日常を取り戻そうと奮闘していますが、約3ヶ月の長期休業の影響による教育課程の再編成、学校行事の見直しや、消毒作業など負担が増えています。学校現場における課題は複雑化・困難化する中、子どもたちのゆたかな学びと育ちを実現するためには、教材研究や授業準備の時間の十分な確保にむけ、教職員定数拡充などの施策が最重要課題となっています。

相模原市の教員の超過勤務時間の実態調査（平成30年11月から令和元年10月まで）によれば、月平均で小学校46.1時間、中学校51.4時間となっており、令和2年4月から施行されている勤務時間の上限に関する方針で示されていることから月45時間を超過しないよう学校現場における業務改善が重要です。相模原市においては、「学校現場における業務改善に向けた取組方針」および「学校現場における業務改善に向けた取組方針取組事項実施スケジュール」に基づき、「学校現場業務改善推進会議」において長時間労働是正に関わる議論が行われ、教育委員会を中心に具体的な取組がすすめられていますが、より一層早急な対応が求められています。

教職員の長時間労働是正は子どもに寄り添い向き合う時間の確保のために重要です。さらに、新型コロナウイルス感染症対策の長期化が想定される中、未来を担う子どもたちを育む本市の学校現場において、教職員の「使命感」や「献身性」に依拠しないためにも教職員定数改善は欠かせません。

子どもたちのゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2021年度政府予算編成において、上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

陳情番号	件名
第 7 号	別居・離婚後の面会交流についての法整備を求めることについて
受理年月日	
2. 8. 12	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

国に対し、地方自治法第 99 条に基づき「別居、離婚後の面会交流についての法整備を求める意見書」を提出していただきますよう、陳情いたします。

陳情の理由

我が国は、平成 24 年に民法が改正され、同法第 766 条「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と定められており、子の養育費と別居する親子の交流について明記されました。

面会交流は「子どもの心の成長を担うもの」養育費は「子どもの身体の成長を担うもの」であり、車の両輪の関係であります。

しかし現在の様な面会交流の取り決め状況と頻度では、親子の絆を保つ事は非常に困難であり、子どもの親に会いたい気持ちが抑制され、十分な愛情を受け取ることが出来ません。

現状、両親の話し合いだけで離婚が成立できる状況にあり、同法第 766 条は面会交流の取り決めを義務付けるものではありません。

家庭裁判所においても、離婚調停と面会交流調停は別として申し立てなければならず、離婚と面会交流は分けられています。本来は同法第 766 条にあるように離婚の話し合いの中で、子どもの利益を優先して決めるべきものであります。

面会交流の取り決め状況は、厚生労働省発表平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告を見ると、母子世帯では 24.1%と非常に少ない取り決め状況であります。

これは、民法改正前平成 23 年度の 23.4%と大きく変わっておりません。

取り決めをしない理由は、母子世帯では「相手と関わりたくない」が 25.0%と一番多く「相手から身体的、精神的暴力や児童虐待があった」は母子世帯では 3.1%であります。多くの場合、子どもの為の面会交流が親同士の都合で決められてしまう状況であります。

(相手からの暴力、虐待があった場合には、同法第 834 条親権喪失、同法第 834 条の 2 の停止等の適用、あるいは暴力や虐待加害者への更生プログラムを活用することにより、必要な対応が可能ではありません)

面会交流の頻度については、先の資料では面会交流を行った事がないが母子世帯で約半数です。

裁判所発行の司法統計平成 30 年の「離婚の調停成立又は調停に代わる審判事件のうち面会交流の取決め有りの件数」を見ると、月 1 回以下が 9 割、宿泊なしが 9 割と大変低頻度のものとなっています。

この月当たりの回数には、具体的根拠も指標もないのが現状であり、法務省発表「受刑者との面会について」の受刑者の月当たりの面会回数以下であります。

海外からは、このような日本の面会交流の現状や共同養育（頻繁で継続的な面会交流であり、両親が親として子の養育に関わり責任を持つもの）等について、子どもの福祉に不十分として強い勧告を受けております。

2019年3月のCRC（国連、子どもの権利委員会）に関する第4、5回国連からの勧告（家庭環境27）

2020年7月のEU議会本会議からの勧告（要請事項である数字の条項、特に1、2、3、15、17項）

国内においても同様に、各党の政策や司法制度調査会の提言はもちろんの事、共同養育支援議員連盟からも深刻な問題として超党派で取り組まれています。

さらに、10年以上も前から多くの当事者が地元市町村に陳情、請願活動を行い、頻繁な面会交流や共同養育が子どもの福祉の最善の手段として、地方議会にご理解いただいております。

近年では、ひとり親の子どもへの虐待や育児放棄、交際している異性或養父母からの虐待で、罪もない子どもが犠牲になる不幸な事件が増えています。

いつ、どこの町でこの様な事が起きるか分かりません。

頻繁な面会交流や共同養育が行われていれば、子どもを多くの眼で見守れ、事件を防げたかもしれません。

3組に1組が離婚してひとり親が増えている時代、深刻な少子化でさらなる子の福祉が重要視される時代、地方自治体でも無視できない問題であります。

以上、現状の別居、離婚後の面会交流の取り決め状況と頻度では、親子関係が希薄になるという大変深刻な状況であり、子どもに多くの不利益が生じ、国内外から問題視されております。

子どもたちの健やかなる心の成長の為にも、数多くの眼で見守る為にも、別居、離婚後の面会交流について具体的な根拠と指標を設け、頻繁で継続的な面会交流の法整備を求める意見書を国に提出して下さい。

陳情番号	件名
第 8 号	移動図書館「みどり号」の復活を求めることについて
受理年月日	
2. 8. 19	

陳情の趣旨

趣旨

相模原市でもかつて運行されておりました移動図書館「みどり号」(Book Mobile)を復活するよう市に対して求めて頂きたく陳情いたします。

理由

- ① 高齢社会の進展により、近所でも自宅に引きこもりがちになるご老人が増加しております。足腰が弱くなり、遠くへの外出がおっくうになっても、みどり号が来る日は、近くまで出てみようかという動機づけにして健康寿命を長くしてもらいたいです。本を通じて、地域の交流企画を立てたり、野菜市とのタイアップなども有効かと存じます。
- ② インターネット時代にあっても、特に幼児のための絵本への需要はむしろ高まっています。しかし、赤ちゃんを育てている時期は親も自宅に居る時間がとても長くなりますので、図書館への外出まではできず、例えばスーパーに買い物へ行った時に本の貸出サービスがあれば助かります。
- ③ 私はボランティア活動で地域の小中学生に勉強を教えておりますが、会場に参考書がありませんので、教える幅がどうしても狭くなってしまいます。学生は教科書をリュックに入れて、私は問題や資料のコピーを持参するのですが、自由な発展教育に難しさを感じます。移動図書館による出前授業ができれば、場所は必ずしも公民館ではなくても公園や川辺でも可能になります。社会教育のスタイルの一つかと存じます。
- ④ 相模原市の広報ルートの拡充：「広報さがみはら」は現在、新聞折り込みと市内各所への定点への設置が基本と存じます。それを移動車に搭載し、手書き看板やブースを設けて、停車地で「配布サービス」を実施することで、より一層、相模原市の情報活性化が期待できます。
- ⑤ 介護施設と図書：私の父は脳出血で重い障害を患い、食事を含めて全介助の生活になりました。幸い日本の医療保険、介護保険制度に助けられて、身体面では十分なケアをして頂いております。文化面として、介護施設に図書館の巡回サービスを頂きたく願います。施設には理容サービスの専用車が定期的に来て、車内で散髪をして頂いているのをきっかけに、私が子供の頃にお世話になった「みどり号」を思い出しました。

専用車両の復活でなくても、トラックにダンボールであっても貸出・返却の情報端末を積み込むことで可能かと存じますので、よろしくご審議頂きますようお願い申し上げます。